若狭ネット

69号 2001年 12月27日 発 行:若狭連帯行動ネットワーク

げんぱつ」連絡会(〒915-0235今立郡今立町不老6-36山崎方TEL0778-42-3630) 大阪:日高原発に反対する大阪の会(〒583-0005藤井寺市惣社1-1-21久保方TEL/FAX0729-39-5660) ホームページ http://www4.ocn.ne.jp/ wakasant/ E-mail: wakasa@gaea.ocn.ne.jp

原発推進を教育現場に持ち込むな! 「勇み足」でたじろぐ文科省に追撃を!



再度 質問書を提出し、 原子力教育支援交付金を断念させよう! 賛同と闘争カンパをお願いします

学校教育に原発推進政策を持ち込もうとする「原子力教育支援事業交付金の創設」に対して、12月12日、文部科学省、財務省交渉を行いました。

12月4日には「原子力教育予算をつけさせない市民ネットワーク」として、文部科学省交渉を行い、これを引き継ぐ交渉となりました。

12月 12日現在共同提出団体 47団体、99個人の連名で申し入れを行い、この交渉には、28名が参加し、文部科学省を厳しく追

及しました。その主な点は、今回の交付金 創設は、原発推進政策を教育現場に持ち込 むものであり、憲法、教育基本法に違反し ていることを暴露し、教育の不当な支配を 行おうとする文部科学省の責任を厳しく追及 することにありました。

「交付金創設は、原発推進ではない」とご まかす文部科学省

2時間の交渉で、文科省の役人は、「今回の交付金は原発推進教育ではない」とい

うごまかしに終始しました。「原子力の正しい理解のため」と何度も答えたり、「エネルギー教育だとか、放射線も役立っている」とか、訳の分からないことを言いながら「原発推進一辺倒ではない」と必死に言い逃れようとしました。

彼らは、おかしいことに原子力推進を謳っている原子力開発利用長期計画の文言をもち出して説明しながら、「原発推進教育を推奨するものではない」と言い張るのです。これは原発推進教育を文科省が行えば、憲法にも教育基本法にも違反することを知っているからです。

教育基本法違反の新学習指導要領?

文部科学省が、教育委員会や学校に、特定の政策(原発推進)を宣伝、教育することは、教育基本法に違反することは明白です。そのことをごまかして、原発推進を来年度から小・中学校で新たに行われる総合学習という場で行おうと画策して許させません。文科育を出し、原子力教育を出し、ごまかそうとしました。しかしません。また、この交付金はいません。また、この交付金はいません。また、この交付金はいません。また、この交付金は、正学れてはいません。また、この交付金は、財務するにはいません。また、この交付金はいません。また、この交付金はいません。また、この交付金は、財務するにはいるこの問題に反撃しているこの問題に反撃し、反原発運動を広げる絶好のチャンスです。

現場の教員にとっても、エネルギー政策 基本法と、今回の交付金の創設は、教員を しばりかねません。また、原発推進教育の お先棒をかつぐことになりかねない重要な 問題となってきました。

日本の学校教育が、国策という名の下に 原発推進教育を行う手先となるのか、脱原 発をめざす将来展望ある教育を模索していく のか、ときの政権から突きつけられている 重大な問題となってきています。

教え子を原子力の犠牲者にするな!!

原発問題は、戦後の教育の真価が問われています。「教え子を原子力の犠牲者にするな」を合言葉に反撃を開始しましょう。

原発問題は、核燃料であるウランの採掘 から発電から出る核廃棄物まで、周辺住民、 労働者など、大きな人権問題です。ヒバク による健康、命の問題が顕著になっており、 原発重大事故の危険性が事故の報道により 多くの人たちが気づき始めています。ヨー ロッパでは、脱原発の流れが起こっていま す。「被爆国日本」が、広島、長崎、第5 福竜丸(核実験によるマグロ漁船のヒバ ク)で知った放射能の恐ろしさを今こそ問わ れるているときはないでしょうか。真剣に考 えなければならない大問題となっており、 私たちにに突きつけられているのです。チェ ルノブイリ原発事故から15年たっても、被害 は深刻な状態であることも忘れてはなりませ h_{\circ}

ギー政策基本法などが成立したら、悪法の下に私たちの生活をゆだねなければならない時代がくると思うとゾッとする思いです。

さらに賛同、闘争カンパを呼びかけます

将来を担う子どもたちに胸を張ってヒバク の危険を語り継ぐ教員がますます必要になってきているのではないでしょうか。

私たちは、反動的な今回の一連の動きに対して、徹底した運動を展開していきます。 2 世紀を生きるみなさんの絶大なる支援をお願いします。

再度、再質問書を提出します。もっとも

っとこの問題の重要さを訴えていきます。 さらなる賛同とカンパをお願いします。交 渉参加の予約は久保までお願いします。申 し入れ案へのご意見や交渉での追及項目の ご提案もお願いします。交渉日程が決まり 次第、交渉参加予約者には連絡しますので、 連絡先もあわせてお知らせ下さい。

12 · 12 文部科学省交涉

「原子力教育支援事業は憲法・教育基本法違反」と、正面から追及



文科省が原子力教育支援事業交付金創設を 目指す来年度予算案確定を年末に控えた12月 12日、文科省との交渉を衆議院第2議員会館 会議室で行いました。

文科省からは4日の交渉と同じく、科学技術分野の研究開発局課長中西氏や文部行政分野の初等中等教育局教育課程課・学校教育官の前田氏ら4名の役人が臨みました。

この日午前中には社民党がこの問題で文科省と交渉を行っています。

若狭ネットの呼びかけに応え、関東、関西などから市民団体、教職員組合員ら約30名が集まりました。社民党から北川(兵庫)、山

内(北海道)両議員が参加し、ともに文科省を厳しく問いただしました。日教組本部からも1名が参加しました。

短期間でしたが、賛同は47団体、99個人に達しました。大阪では豊中、池田、高槻、吹田、茨木、高教組などの教職員組合が次々に賛同に加わっています。

12時30分からの打ち合わせののち、1時30 分から3時過ぎまで交渉を行いました。

原子力教育支援事業は原子力予算ではない? 逃げ回る文部科学省

12時30分からの打ち合わせでは、4日の交

渉で文科省が、「今回の予算は原子力ではなくエネルギー予算だ」と逃げ回ったので、 その経緯を参考にして追及しようとの作戦を確認しました。

事前の予想通り文科省は、逃げ回りました。 文科省のホームページにも今回の支援事業を 説明したページに「原子力予算」とはっきり 書いています。そこを糺すと「そりゃあ、タイトルはそうなっています」とトンチンカンな返 答。「タイトルと中味は違うのか」、「将来 を担う子供たちにそういうことを教えてもよい のか」と指摘すると、「原子力が中心です。 (原子力は)いろんなオプションのひとつ」と 言い直しました。

「エネルギーの中で原子力が中心と言って も、原子力しか扱っていないのでは」と突っ 込むと、「原子力には(医療分野などでの) 放射線利用というのがあって、これはエネル ギーではない」と、またまた逃げました。

医療ならなぜ厚生労働省がやらないんだと聞くと、真顔で考え込み、数秒間沈黙が続き、「厚生労働省はユーザーの分野で、文科省は開発し提供する仕事だ」と思いつきの回答。

しかし、こちらが「原子力教育を支援する 予算は旧文部省時代にはなかったのか」、 「今回が初めてか」と確認を求めると、それ ぞれ「はいありませんでした」、「そういうこ とです」と認めました。

文部省と科技庁が2001年 1月 6日に統合され、教育行政と原子力行政を一体のものとして行う形式になったことが、今回の原子力教育支援事業交付金創設計画の契機でした。「いろんなものを合わせて振興できる立場の役所になったので、統合の効果を上げたい」と豪語したのには教育問題への認識の甘さを感じました。統合を見越して、2000年11月24日に策定された原子力開発長期計画(長計)では総合学習の時間に原子力教育を行うべきとの方針が国策として明記されていたのです。

今回の支援事業のそもそもの発端がこの長

計にあることは、この日の交渉でも文科省は 何度も認めています。

しかし、彼らが原子力教育支援事業交付金には重大な自己矛盾があることに、最近市民側や社民党等の指摘を受けて初めて気が付いたようです。交渉の中でも「高速増殖炉を開発する官庁が教育を預かるんだから、それが教育に生かされて当然か」と聞かれて、返答の言葉に詰まったのは象徴的でした。

教育と原子力行政を結びつけるという大胆不敵な行為は今回虎の尾を踏む結果となりました。だからこそ交渉の出発点から、文科省はコソコソ逃げ回るしかなかったのです。

教育基本法違反の指摘に周到な反論準備「自治体の主体性」「学習指導要領は義務」

今回、公開質問状では支援事業とエネルギー政策基本法案が教育基本法と憲法に反していると指摘しました。

文科省はとくに教育基本法違反の指摘に対 し反論の準備をしていました。

公開質問状では支援事業交付金が、教育基本法第10条の「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。教育行政はこの自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」にある「不当な支配に服する」ものだと指摘しました。

これには、「省庁再編の結果合体したために学校行政が原子力推進行政に服するとか、どっちがどっちの上にあるというのではなく社会の基盤となっている問題、それから学習指導要領で正しく教えましょうとなっている問題について考えてもらうための材料提供でございます。何度も申し上げましたように、押し付けではなく主体性に応じて支援させていただく。不当な支配というご指摘は適切ではない」と、弁明しました。

「学習指導要領に盛り込まれている内容は、

国民として必要な基礎、基本として、これは 必要であるということで文部科学省が大臣の 告示として示している」とも述べています。

原子力が社会の基盤であり、その教育が国 民の基礎、基本を示す新学習指導要領にも定 めてあると強気に出ています。

今回文科省は「学習指導要領は原子力の 利用や放射線の利用については、やはりちゃ んと教えるんだということが定められていて、 最低そこに対する正しい知識を提供する義務 が各学校や教師にあると思います」「小学校 であれば小学校の学習指導要領に定めている 事項・内容についてはこれについては最低限 学校で教えて下さいよと、学校でおしえなきゃ ならない義務があるんです」「副教材はどう いうものを活用していくのかは各学校が判断し て、最終的には市町村の教育委員会が権限と して持っているということだ」などとも発言して おり、東京や各地で教職員への管理・統制が 進む中で「学校・教職員の義務」「教育委 員会の権限」を振りかざして、原子力教育で も強気に出ようとの狙いが見えました。学習指 導要領に原子力推進が明記してあれば、それ こそ重大問題であり、実際には小学校では記 載が無く、中学校ではエネルギー資源の一つ として記載され、高校でも同様で「原子力推 進」は明記されていません。

しかし、教育基本法について質問しているのに今回は基本法そのものに関する答弁は一切無く、答弁を回避しました。結果的には我々の主張を否定することも、抗弁することもなかったのです。自らここが弱点であることを示してくれたのです。憲法、教育基本法に反するものだと追及することが重要です。

文科省の答弁は全て失笑の対象に

しかし、各自治体や学校の主体性を前に出 して「不当な支配ではない」とごまかしました。 「不当な支配」の指摘に対し、自治体の 「主体性」を強調する余り、財源の問題で追 及されると「今地方分権の時代ですから(失 笑広がる)こと細かくあれこれ教えなさいとい うのではなく」と参加者があきれるほどの答 弁も出ました。

また、「ただし、そういう発意がなければ 当然申請していただけないわけですから、や れないことになるわけで、告示などで押しつ けているわけではないと理解していただきた い。発意があるところに支援させていただきた い」などと自治体などの「発意」をも強調し ました。しかし科技庁時代から各地に組織して いる原子力推進教員の研究会の存在や、最近 の茨城県での原発推進教育研修会を指摘する と、文科省はそれには触れずじまいでした。

追及されると、最後には「正しいというのは、最終的に判断するのは子供達なんです」と、「自主性」を主張すると、文部行政の責任を放棄したまさに超官僚的態度に場内は騒然となりました。

「なぜ電源特会から金を出す?」と聞くと、 文科省必ず沈黙 口を開けば本音がポロリ

支援事業の財源が電源特会という原発立地 予算から出されようとしていることの不当性に ついて追及すると、必ず彼らは沈黙し、数秒 間静寂が訪れました。

そして、その度ごとに会場全員から追及され、「(電源特会は)こういうPRの(目的)ですね」「電源特会が一番適切だということで」「一番適切な財源として」「(一般財源からという)そういうアプローチもあったかも知れませんが、たまたま」と、本音の答弁が漏れて来て、また全員が厳しく問い詰めるという状況が続きました。

結局、各自治体の発意に基づくとか、各地の研究団体がつくった補助教材を使うのを国が支援するだけだとか、告示などで押しつけているわけではないと言い逃れに終始し、財源が原発立地点の買収予算であるという決定的問題から離れた問題に逃げ込もうとしました。

この点については、会場全員でもっとも集中し厳しく糾弾しました。

結局「予算が余れば不要にしようと思っている」と、文科省は早々と予防線を張りました。

原子力批判を抑える意図が明確に

来年度からの新学習指導要領の中で(高校は2003年度から)理科、社会科、総合学習などの時間で文科省は原子力推進政策を宣伝・教育しようとしています。今回の支援事業とエネルギー政策基本法案の目的は原子力批判を抑え、学校教育に原子力推進教育を押しつけることにあります。

その一つの根拠として文科省は「発達段階 論」を持ち出しました。

「学校教育の大切なところは、批判力を養 うことだ。私はそう思っている。だけれども小 学生、中学生の前半はそういうものが十分培 われていない状態で、一方的な知識の提供を 行われると、批判力が発揮されないから、そ ういったところは慎重に一般的なことを伝える ということに留まる。高校生になったら良い物 と悪い物をいろいろと勉強してよく考えてもらう ことが重要」「それから、発達段階。まさに、 こういったエネルギー問題、原子力というのは 子供達の発達段階を踏まえて、教えていくこと が大事。小学校にいきなり原子力の話を言っ たって。社会科でも地域の学習とか、日本の 学習とか、そういったレベルに留まっているの で、子供達の発達段階に応じているんな見方 から教えていくことが大事」

小中学生には原子力の一般的なことを教え、 高校生に良い悪いを判断させる。それらのた めに副教材を用意するというのです。

しかし、新学習指導要領に基づく教科書ではチェルノブイリ事故やもんじゅ事故、JCO事故犠牲者については全く触れていません。放射線被曝の危険を過小評価しています。

文科省が委託している日本原子力文化振興 財団が開発した高校生用のワークシート教材 「エネルギーと環境」(学事出版から発行) でも同様の記述です。

小中学生にはわからないから「みんなで考えよう」で終わるというシナリオは、若狭ネットがかつて批判した(ニュース65号参照)関電が小中学生向けに作成したリーフレットやビデオとおなじ構成です。



議員立法のエネルギー政策基本法は知らぬ?

エネルギ政策基本法については「非常に重要な法案ですが議員立法でつくられていて、 私ども政府一員としてこれに見解を述べる立場にない。この辺は控えさせていただきたい。 この基本法と今回提供させていただこうとしている交付金事業とは直接関係はない。間接的にもないと申し上げられると思います」と木で鼻をくくった官僚答弁。

三権分立とは言え、この法案は教育にも関わる問題であり、所轄官庁として「教育基本法に抵触する」と、疑義を表明すべきです。

明らかに、エネルギー政策基本法案が憲法、 教育基本法に反し、教育が原子力行政に組み 込まれる体制を合法化しようということが明確 です。重大な法案について回避する文科省の 姿勢は許されません。

原子力教育支援事業交付金計画中止を!

原子力教育支援事業交付金創設は問題があり、逃げていることがはっきりしました。12月20日発表の来年度予算案ではこの事業の名称と内容について変更があったらしいとの情報が伝わっています。支援事業予算そのものを潰すまで、国を厳しく追い詰めたいと考えます。

12月12日の行動参加者から

「統合の効果を上げたい」とは!

12月 4日に引き続いての12日の文科省との2回目の交渉にも参加して、改めて当局の一方的、かつ近視眼的な思考形態、及びその非人間性に対して、呆れるという以上に強い怒りを感じざるを得ませんでした。その一つつをここにすべて列記することはできませんが、そのいくつかを報告したいと思います。

(1)「原子力発電だけではなく、エネルギー供給源をトータルに扱って頂く。」

いくら言葉の上でごまかしても、原発推進ということは誰が聞いても歴然としています。新設された原子力教育支援事業交付金の創設自体が、2002年度の文科省原子力関係概算要求の中で、「地域における原子力教育の取り組みを支援する体制の整備を図るなど原子力教育の充実・強化を図る。」とあり、そのことが明確に述べられています。それは、教育行政として原発推進教育を強力に押し進めていくことの宣伝にほかなりません。また、その予算の財源が、電源立地など推進対策交付金であることからも性格は明らかです。それを原子力オンリーではないと言ってごまかそうとする姿に、怒りと共に不信感が増幅するだけでした。

(2)「メリットとデメリットと両方を扱っ て頂く。」

そもそも核エネルギーを利用することに於いて、それほど沢山のメリットがあるのでしょうか。当局が言っていたのは、農産物に対する放射線照射と医療分野における放射線利用、後はお決まりの電力の3割は原子力に依存と言うことだけでした。みなさんもよく知ってい

る様に、解決不可能な、あるいはきわめて容易ではない問題が山積みになっており、年々それが大きくなっています。現実はデメリットだらけと言っても過言ではありません。しかし、当局は最後まで、具体的なデメリットについては言及しませんでした。そればかりか、高木仁三郎氏の書籍を読んだことがないと言う発言に会場はざわつきました。批判的な論文などは読んでないと言うのでしょうか。そんなことでは、当局の言う公平な判断を相手にさせるための情報提供などできるはずがありません。

(3)「エネルギー政策基本法は議員立法な のでノーコメント」

教育に責任を持つ立場にある文科省として、これほど無責任な発言はありません。私たちは日本国憲法の精神を具体化させる努力を日常的にする責任を持っており、さらに教育基本法の内容を実現させる義務を負っている筈です。核エネルギーの利用に固執することは、それらに対して明確に違反します。被曝を前提とし、放射能汚染を避けることができず、軍事と明確に境界線を引くことのできない産業を推進すること、事故が人類だけでなく地球全体の生態系に致命的な効果を及ぼす可能性がある産業を推進することに、何らの疑問を抱いていない当局をこのまま放置しておくことは許し難いことであると痛感させられました。

以上書きたいことは他にもありますが、これくらいで止めておきます。最後に、交渉の中で耳に残った当局の発言の一つに「統合の効果を上げたい」というのがありました。本音が出たなという思いにさせられた一言でした。

21世紀の最初の年である今、私たちは様々

なことにおいて大きな分かれ目に立たされています。私たちの力は小さいかもしれませんが、平和な未来を構築できるのは私たちです。

これからも知恵を出し合って共に頑張りましょう。

(稲月 隆)

文部科学省交渉に参加して

全国の教育現場に、電源開発立地勘定から予算をつけて、「エネルギー教育推進事業」なるものを始めることになったと聞き、初めて東京の文部科学省の交渉に参加させてもらった。

- 1 総合的な学習の時間でエネルギー教育? この事業は「平成14年度から本格的に開始 される『総合的な学習の時間』等を活用し、 小学生、中学生・高校生等の将来を担う若い 世代に対して、エネルギーを取り巻く諸情勢に 関する正確な知識と科学的知見を更に深め、 わが国の直面するエネルギー問題をともに考 えていくことを目的として、以下の事業を実施 する。」ということを目的にしている。その事 業の内訳は
- (1) エネルギー教育に関する指導事例集の作成と全国の小、中、高校等への発送
- (2) 教師用指導資料の作成と 全国の小、中、高校等への発送
 - (3) 1の活用として、エネルギー教育実践モデルの整備と成果の全国展開
- (4) 教材キットの開発 と全国の中学校への発送である
- 2 茨城県では既に教職員研修が

交渉前に読んだ茨城県教職員組合の資料によると、2001年5月と6月に、茨城県で「原子力教育に関する教員の研修」が、既に行なわれている。午前中に「原子力教育の進め方・副読本活用の在り方・」と実践発表、午後から演習として「指導案作成」というふうにプログラムが進められている。 そこでの実践発表の中身は資料によると、

アンケート 電気の重要性確認 発電方式 の変化から原子力の上昇、火力水力の低下の

確認 原子力発電の長所(エネルギーの大きさ)の理解 原子力発電所が出す「放射線」について知る 身の回りの放射線、たくさんの放射線を受けたとき 原子力発電の長所短所をまとめる…という流れになっていると書かれている。

5年生の生徒のまとめには、長所「少しだ けでたくさんエネルギーがとれる」短所「失 敗すると人が死んでしまう」などとある。「今 日の活動と調べてわかったこと」を書く「わく わくタイムカード」というものには、生徒が原 子力の話を聞いて「原子力はみんなのために がんばっていることがわかった。きょうみをも った。わからないことがわかってうれしかっ た。」とあり、先生がそれに下線を引いて 「説明に来てくれた方もよろこんでくれるでし ょう。」とある。また「原子力防災のお話」と いうビデオを視聴したあと、「万一の事故が 起きた時、何に気をつけて行動すればよいか が理解できたようだ。」という教師のコメント がのっている。また、生徒のまとめのシートに は、「ガンマ線なまりの板でギブアップ。ア ルファ線紙一枚でギブアップ。ベータ線ガラ スまどでギブアップ」とか、「原子力危ない けれども役に立つ」という標語などを、子ども が書いている。東海村の原子力施設への見学 や、表現の場でのクイズ大会まで計画されて いるとある。JCOのすぐそばの那珂町の小学 校での話である。

3 この知識で生徒をどうする?

読んでみて、これはひどいと私は思った。 チェルノブイリ事故のことも広島長崎の原子爆弾の話も全然出てこないこのような授業の内容が、この研修を通じてまた他校の授業の参 考にされるというのだ。原子力の「平和」利用の陰で、ウラン採掘現場での被曝や、運転中の原発での被曝労働、核廃棄物処理の過程での環境破壊といった恐ろしい核被害の姿はかけらも出てこない。教職員の意識が推進一本で国の方針に何の疑問ももっていないということがまず恐ろしい。おそらく県の教育委員会としても、原発事故がもし起きた場合に生徒を対処させるために、ある程度放射線の知識を与えなければ、彼らを動かすことができないという配慮から、このような授業を行わせているのであろう。

4 これで生徒の不安に対処したとしても

しかし、JCOの臨界事故では、建物もコン クリートも素通りする中性子線が放射されてい て、食卓の食塩が放射化していたと聞くから、 体内のナトリウムでも放射化していたにちがい ない。ということは、学校で屋内退避など指 示したとしても、安全とは言えなかったはずだ。 それなのに、事業者や自治体や国の指示が いつも後手後手になってきたことや、常磐線を 止めて逃げ出すことを規制していた国のやり方 への批判もなしに、この程度の知識ですませ て、生徒の不安に対処した気でいるのは、か えって危険だとすら思った。この授業は、教員 は善意で行っているとしても、あとで被害が表 面化してきた時には、放射線と被害の因果関 係をいい加減にしてごまかすための予防措置 になりかねないと思うからだ。

5 予算の出所は「原発推進予算」

さて、いよいよ衆議院第二議員会館の会議 室での交渉である。我々は、教育への不当な 支配を禁じた教育基本法をもって、このような 予算をつけることへの疑義を訴えた。そのた めには、この予算が、原発推進のためのもの である、ということを相手の口から言わせるこ とが必要なので何度も確認を迫った。なかな か相手はそうは言わない。しかし、事実この 予算は「電源開発促進特別会計立地勘定」 の中に原子力教育事業交付金として入ってい る。相手がどういうにしても、これは原発を建 てるための予算を使って行なわれていくもの である。

6 正確な情報って何?

彼らは何度も生徒達に「原子力についての 正確な情報を提供している。」と繰り返すのだ が、聞いている我々には彼らの「正確な」と いう言葉の意味が、非常に一方的で、推進の 理屈のためにごく限られた知識だけを与えると 言っているように聞こえた。

参加者の中のある人が「東京電力の原子力に関する教材の内容を知っていますか?」と尋ねると、文科省の研究開発局課長の中西章氏ははっきり答えないし、またある人が「教材集の中に高木仁三郎さんの文章も入れて下さいよ。」というと「読んだことがない」と答えていた。全国の原子力の日に行われている推進のための教育のあり方も知っているのかと訊くと、把握していないという様子で、あいまいな態度をしている。私には彼らは、つっこまれて困ることにお茶を濁しているように見えた。7 不気味な 3R

この人たちの口から、環境教育の 3R、リデ ュース(ゴミの発生抑制)・リユース(再使 用)・リサイクル(再生利用)という言葉が 出てきた時、交渉参加者たちの耳には非常に 不気味なものに響いていたと思う。官僚たち はは間違いなく「核燃料サイクル」のことを 念頭において言っているわけだから。原発に 関しての3Rは、普通の瓶や缶ゴミなんかとは わけが違う。もし核燃料のゴミをリユースする なら核爆弾になるし、燃え残りウランのリサイ クルで高速増殖炉を運転したら、プルトニウム ができてしまう。核のゴミのリデュースをする つもりなら、こんな教育に電源立地勘定の金 は降りてこないだろうから、言ってるそばから 嘘になっているのだ。子どもたちが、他のゴ ミの 3R と混同させることを狙っているとしたら 本当にたちの悪いやり方だと思う。

8 「正確」な知識を与え判断は生徒任せ

中西氏は、多くの人の意見をききながら作ってきた「原子力長期見通し」という国策に従った教育は、今回改定された指導要領にも入っているので、各学校の教員に義務づけられると言っていた。しかし、この予算は学校や県などが手をあげなければつけない予算だから、いらないところにはつけないので、不当な支配には当たらないと言っていた。

また、授業において正確な知識を提供した 後の判断は生徒に任せると、文部官僚の前田 克彦氏(初等中等教育局教育課程課・学校教 育官)は、言っていた。

そうやって逃げてきた行政のやり方の陰で、 指導に過剰に適応しようとする教育委員会の 人間や現場教員も出る。「日の丸」「君が 代」でそうであったように、生徒に原発を推進 する教育を徹底するという目的があり、そのた めには、教職員の反対を押し切ってでも、必 ずやることはやるという国策から出たシナリオ が準備されているとしたら、非常に恐ろしいこ とになる。自分に知識がなくて、とりあえず降 りてきた教案にのっかって、指導の目標へと 進んでいく教師も出てきかねない。そういう人 は、自分では善意のうちに、実は生徒を原発 事故の犠牲にする道にひっぱって行く役割を 果たしてしまう危険性がある。お金がでるなら やりましょうという学校も必ずできてくる。準備 しているグループもあるそうである。

9 「総合的学習の時間」への疑念

このような目的の下に、「活用」されていく「総合的学習の時間」の成り立ちへも疑念を感じた。普通の理科や社会の授業をきっちりやらないで、長い時間をこんな内容にさいていくことで起きる弊害はないのか?文部官僚の前田氏は、こどもの発達段階に応じたやり方をすると言ってたが、自分の体の生命活動や、生態系のしくみやバランス、環境汚染物質の生物濃縮のしくみと、いった基本的なことを学ぶ前に、エネルギーの利用や放射線の話をして、被爆の実態や意味といったリスクの問題

を理解させられるだろうか?便利で大切ということを強調する結果に終わるのではないだろうか?

私は、今回、総合学習向けに作られた『エネルギーと環境』というテキストには「人権上の配慮がなされているのかどうか?」「これが学校で採用されても問題はないといいきれるのか?」ときいてみたかった。副教材を採用する際には教員はその基準を守るように教育委員会から指示されているからだ。 その時、相手に「問題ない」と答えさせたら、彼らの人権意識のレベルが知れるはずだったので、質問できなくて残念だった。

また、中学校に授業支援に来る講師は、どこに所属する何という人間にするつもりなのかきいてみたかった。私の職場の高校では、外務省の人が派遣されてきて、ロングホームルームの「国際理解教養講座」で話したりしている。このあいだの講師は、自衛隊がゴラン高原にきたのはよかったという立場だった。ハイジャックが起きると、邦人の有無の確認に必死になるということもいっていた。国益になることをするというのが、外務省の立場だと言ってた。今後、学校に文部科学省の人が来ても、似たようなことを言うのだろう。

10 「国策」は誰のため?

環境に配慮という時に、国策が上にあるという考えでいくと 国内の経済を握る電気事業連合会などの企業の利益が優先されて、環境への配慮など抜け落ちてしまう。 茨城でやられている研修のような授業を全国でやるとなると、教師が先導して、そういう企業の利益を守り、エネルギーの浪費を推奨することになりかねない。また、リスクはあるけど、莫大なエネルギーの出る原子力発電は素晴らしいから、小さいリスクは無視して下さい。大きい事故があった場合にも、詳しいことは調べないから、被害者は我慢して下さいと、言ってる国の姿勢を追認することになる。

11 教育が子どもを殺す (P24に続く)

(続き)

私は、今回、指導要領の改訂で、エネルギー問題を子どもに教えることが義務づけられると聞いて、沖縄戦の時に、ひめゆり部隊の女生徒たちを戦場に連れ歩くはめになった教員たちの苦悩や後悔を思い浮かべていた。子どもらに軍国主義を植え付け死ぬことを美化していたのは教員をはじめ当時の大人たちだった。原発推進を戻れない規定の路線として、このまま被害を受ける人の苦しみを言わず、子どもも引き連れて突っ走る学校教育が行なわれるならば、子どもらは、大人の引いた道を走

っていって核廃棄物の処理や原発事故の被害 を引き受けさせられる。

これはちょうど、博打を打っていることを知らされないで、先に景品をもらってしまって、あとで、あなたは負けました、つきましては負債を返して下さい、命を差し出して下さい、といわれるようなものである。そういえば、文科省はサッカーくじでも率先して博打の胴元を勤めるようなところである。私たちはそういう文部科学省の政策が、結局、子どもの命を真剣に考えようとしていないということを、徹底して批判しなければならないと思った。

(教員 かよ)

賛同とカンパのお願い

「原子力教育支援事業交付金創設反対と、エネルギー政策基本法の廃案、」に賛同をお願いします。12月 12日、関西から、8名もの代表を東京へ派遣し交通費だけでも20万円の費用がいりました。若狭ネットの活動を維持させていくためにもみなさんのカンパが必要です。できましたら、新たなる賛同と、賛同カンパをお願いします。これまでに賛同された方も、カンパをお願いします。 郵便振込用紙を同封しておりますので、よろしくお願いします。

賛同カンパ 1 口 千円 (何口でも大歓迎) 郵便振込口座 「若狭ネット」 00940-2-100687

「編集後記」

21世紀初めの2001年も 後わずかとなりました。

12月 26日、関電は、フランスでのMOX燃料加工を中止すると発表しました。やったあ 上、喜んだのもつかの間。原電の敦賀 3・4号炉増設計画は、「環境影響評価書」を経済産業省に提出したとの報道。こんちくしょう! 2月中にも第 次公開ヒアリングかも? このニュースをつくっている最中でした。世間は、確実に脱原発社会をめざしているというのに。

国の政策は、あいもかわらず原発推進政策を掲げて邁進しています。学校教育までも、国によって原子力推進教育を総合学習で、取り入れようとする反動化まで現れてきています。許せません。 来年度の予算の動きを注目しながら、新たな年を迎えることになりました。

来年もよろしくご声援をお願いします。

きよ子

憲法と教育基本法に違反し、学習指導要領に根拠を見いだせない 原子力教育支援事業交付金

学習指導要領に原子力推進は謳っていない

12月12日の交渉において、文部科学省は、 「原子力教育支援事業交付金」は憲法・教 育基本法違反だと批判され、学習指導要領 (以下、指導要領)にのっとったものであると の答弁をしました。ところが、指導要領には原 発推進教育は一言も書かれていません。小学 校の指導要領には、原子力という言葉は見あ たりません。中学校では、「理科」の「科学 技術と人間」のところに「人間が利用してい るエネルギーには水力、火力、原子力など様 々なものがあることを知るとともに、エネル ギーの有効な利用が大切であることを認識す ること。」、高校では、「理科総合A」の 「資源・エネルギーと人間生活のエネルギー 資源の利用」のところで「蓄積型の化石燃料 と原子力及び非蓄積型の水力、太陽エネルギ ーなどの特性や有限性及びその利用などにつ いて理解させる。」と述べられています。い ずれも、原子力をエネルギー源の一つの形態 として取り扱っているにすぎません。しかし、 2002年度予算で創設される「原子力教育支援 事業交付金」は、「国民の原子力に関する理 解を深めるため」に「地域における原子力教 育の取組を支援する体制の整備を図るなど原 子力教育の充実強化を図る。」と、文部科学 省の2002年度の概算要求書に書かれており、 原子力推進のための教育であることは、明ら かです。特定のエネルギー原子力だけを推進 するための教育は、指導要領に基づいてはで きないのです。このような暴挙を許してはなり ません。

「総合的な学習」の目的にも反する

小・中学校では2002年度から、高校では20 03年度から「総合的な学習の時間」が設けら れます。その中で、原子力推進教育を行い、 その教材や教員の研修に対する支援を目的に 創設されるというのです。2000年11月に策定 された原子力長期計画に基づいて行うと、先 日の交渉で文部科学省は明言しています。原 子力文化振興財団が今年度に作成し配布した 高校用のワークシート教材「エネルギーと環 境」や茨城県で2000年度から2001年度に行わ れている内容を見ると、チェルノブイリやJCO の事故にはふれておらず、放射能の被害を隠 した一面的な内容になっています。「原子力 教育支援事業交付金」は、このような原子力 教育を行っている研究会や団体を使って、原 発推進教育を教育現場に持ち込むものにほか なりません。

指導要領では、「総合的な学習の時間」のねらいは、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てること。」と書かれています。今回行われようとしている原発推進を目的とした教育は、「総合的な学習の時間」のねらいに反するものです。

原発推進教育と対決しよう!

経済産業省・資源エネルギーと文部科学省は12月19日に「エネルギー・原子力教育連絡会」を設置し、初会合を開きました。来年度以降行われる「総合的な学習の時間」に焦点を合わせ、現場の教員を原子力推進教育に組み込もうとしているのです。教職員・市民が連帯して、原子力推進教育に反対する運動を展開しよう。